

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号		担当課	道路維持課
法令名	道路法	根拠条項	47の3-2	不利益処分の種類	道路に関する必要な措置命令	
<p>(根拠条例) 道路法 (措置命令) 第47条の3-1</p> <p>道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のため使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が第47条第4項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>						